

<p>国鉄改革完遂！          当たり前の労働運動を          前進させよう！          JR 東海労に          結集しよう！</p>	<p>J R          東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部          〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地          N T T 054-284-3608          発行責任者 半場 弘恭          2020年6月30日 No. 14</p>
--	-----------------------------	-----------	---

# パワハラは許さない！

## 無念の思いを晴らす誓い！

### 増船寺にお参り！

6月28日、菊川で線路内に入って命を絶った静岡運輸区の社員の遺骨のあるお寺にお参りに行ってきました。ご冥福をお祈りします。共に働く職場の同僚が、乗務している線路で命を絶つということは壮絶な思いがあったと思います。真実は闇の中ですが、亡くなった社員は、職場でパワハラを受けていたと多くの人から言われています。地本は、経営協議会において事の真実を明らかにするよう会社に迫りました。しかし、一切その内容を明らかにしませんでした。事実を明らかにし、原因を究明することがパワハラの再発を防ぐ第一歩です。この間組合の調査によると職場では多くのパワハラが発生しています。6月1日から不十分ですが、パワハラ防止法が施行され、「事業主は防止のために必要な措置を講じなければならない」として対策を義務づけています。JR東海労はあらゆるハラスメントに反対し、職場環境の改善をしていきます。

#### 改正労働施策総合推進法

「第8章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置」が新たに設けられ企業に義務付けています。新たに明記された義務をパワハラ防止法と呼びます。パワハラは以下の3点です。

1. 優先的な関係を背景とした言動
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
3. 労働者の就業環境が害されるもの



増船寺